

(7) 遺族補償

○遺族補償の支給について

〔昭和 56 年 12 月 25 日地基企第 43 号
各 支 部 長 あ て 理 事 長〕

第 1 次改正 昭和 60 年 10 月 1 日地基企第 30 号

第 2 次改正 昭和 61 年 1 月 27 日地基企第 5 号

第 3 次改正 昭和 62 年 2 月 1 日地基企第 3 号

第 4 次改正 平成 2 年 10 月 1 日地基企第 20 号

第 5 次改正 平成 3 年 2 月 20 日地基企第 5 号

第 6 次改正 平成 8 年 3 月 29 日地基企第 25 号

第 7 次改正 平成 13 年 3 月 21 日地基企第 13 号

遺族補償の支給については、下記事項に留意の上、その実施に遺漏のないように願います。

なお、「遺族補償年金の受給資格者等の認定について（昭和 46 年 6 月 3 日地基企第 224 号）」及び「遺族補償年金前払一時金の支給に係る申出が行われた場合におけるその期の遺族補償年金の支払について（昭和 49 年 12 月 25 日地基企第 32 号）」並びに「地方公務員災害補償法第 34 条第 1 項第 5 号中「18 歳に達したとき」の取扱い等について（昭和 45 年 10 月 31 日地基企第 546 号）」は廃止します。（第 1 次改正・一部）

記

1 遺族補償年金又は遺族補償一時金の受給資格者等

- (1) 地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第 32 条第 1 項に規定する「その収入によって生計を維持していたもの」とは、主として職員の収入によって生計を維持していた者のみでなく、職員の収入によって生計の一部を維持していた者をも含むものであること。

なお、法第 37 条第 1 項第 2 号に規定する者についても同様であること。

- (2) 法第 32 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに同法第 34 条第 1 項第 6 号の「18 歳に達する日」及び同項第 5 号「18 歳に達した日」とは、18 歳の誕生日の前日をいうものであること。（第 6 次改正・追加）
- (3) 法第 33 条第 1 項に規定する「その者と生計を同じくしている」こととは、遺族補償年金の受給権者と一つの生計単位を構成していることをいい、必ずしも当該受給権者との間に同居又は生計維持関係の事実があることを要しないものであること。
- なお、一般的には、当該同居又は生計維持関係の事実がある場合は、別個の生計単位を有していることが明らかでない限り、「その者と生計を同じくしている」ものとして取り扱って差し支えのないものであること。（第 6 次改正・旧 (2) 繰下）
- (4) 法第 37 条第 1 項第 3 号に規定する「主として職員の収入によって生計を維持していた者」とは、その生計維持について、もっぱら又は主として職員の収入に依存していた者をいうものであり、原則として次の基準により認定するものとする。こと。（第 6 次改正・旧 (3) 繰下）
- ア その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額の年額が、人事院規則 9-80（扶養手当）第 2 条第 2 号に規定する年額に相当する額以下の者であること。（第 2 次改正・一部）
- イ 職員が他の者と共同してその者を扶養していた場合は、当該職員が主として扶養していた者に限ること。
- (5) 遺族補償年金の受給権者が法第 34 条第 1 項の規定によりその権利を失ったため、法第 36 条第 1 項第 2 号の規定による遺族補償一時金が支給されることとなった場合において、当該遺族年金の受給権を失った者が法第 37 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する者であるときは、その者は遺族補償一時金を受けることができる遺族となる者であること。（第 1 次改正・旧 (4) 繰下、第 4 次改正・一部）
- (6) 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和 61 年法律第 95 号。以下「昭和 61 年改正法」という。）の施行日（昭和 62 年 2 月 1 日）の前日以前に、法附則第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例遺族であって、同日までに支給停止解除年齢に達していなかった者は、昭和 61 年改正法附則第 5 条第 1 項に規定する「施行日の前日において年金たる補償を受ける権利を有してい

た者」には該当しないものであること。（第3次改正・追加）

2 遺族補償年金の額の決定

(1) 法第33条第3項の「遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたとき」とは、次に掲げる場合をいうものであること。

ア 職員の死亡の当時胎児であった子が出生した場合

イ 受給権者と生計を同じくしている法附則第7条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けるとされた遺族が、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達した場合（第1次改正・追加）

ウ 受給権者と生計を同じくしていなかった遺族補償年金を受けることができる遺族（法附則第7条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができる遺族であって、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。以下「受給資格者」という。）が受給権者と生計を同じくすることとなった場合又は受給権者と生計を同じくしていた受給資格者が受給権者と生計を同じくしなくなった場合（第1次改正・一部・旧イ繰下）

エ 算定の基礎となる遺族であった者が法第34条第2項の規定により受給資格者でなくなった場合（第1次改正・旧ウ繰下）

(2) 法第33条第4項第1号の「55歳に達した」こととなる日とは、55歳の誕生日の前日をいうものであり、月の初日が誕生日である者の場合には、当該誕生日の前日の属する月が同条同項の「その該当するに至った月」となるものであること。（第1次改正・追加）

(3) 法第34条第1項の規定により、受給権者が失権した場合において同順位者があるときは、その同順位者の受けるべき遺族補償年金の額が改定されるものであること。（第1次改正・旧(2)繰下）

3 遺族補償年金の支払

(1) 法附則第7条の2第4項の「同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月」とは、同条第2項の表の下欄に掲げる年齢の誕生日の前日の属する月をいうものであり、その翌月から遺族補償年金の支給停止が解除されるものであること。（第1次改正・追加）

(2) 地方公務員災害補償法施行規則附則第4条の5第1項ただし書きの規定

による遺族補償年金前払一時金の支給に係る申出が行われた場合におけるその期の遺族補償年金は、法第 40 条第 3 項に規定する支払期月でない月であっても支払うことができるものであること。（第 1 次改正・旧 (1) 繰下）

- (3) 法第 41 条第 1 項の規定により内払とみなす場合には、計算誤りによる過払いは含まれないこと。（第 1 次改正・旧 (2) 繰下）

4 遺族補償一時金の支払

- (1) 法第 36 条第 1 項第 2 号及び第 38 条第 1 項の「既に支給された遺族補償年金の額の合計額（法附則第 6 条第 6 項の読み替え規定が適用される場合は「既に支給された遺族補償年金の額及び遺族補償年金前払一時金の額（当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を支給すべき事由が当該権利が消滅した年度の前年度以前に生じたものである場合にあっては、自治省令で定めるところにより、次項の規定に準じて計算した額）」）」には、当該遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金について未支給の補償又は第三者等が損害賠償を支払ったため免責された額がある場合は、これを含むものであること。（第 4 次改正・一部、第 5 次改正・一部、第 7 次改正・一部）
- (2) 法第 36 条第 2 項第 2 号の「各年度の分として支給された遺族補償年金の額」とは、法第 39 条の 2 の規定により端数処理を行った後の遺族補償年金の額をいうものであること。（第 5 次改正・追加）
- (3) 法第 36 条第 1 項第 2 号の規定又は法附則第 6 条第 6 項の規定により読み替えられた、同号の規定により支給することになる遺族補償一時金の額の計算途中においては、端数処理は行わないものであること。（第 5 次改正・追加）
- (4) 地方公務員災害補償法施行令附則第 2 条の「平均給与額」とは、法第 36 条第 1 項第 2 号の規定により支給される場合であっても、法第 2 条第 4 項から第 8 項までの規定により平均給与額として計算した額であること。（第 3 次改正・追加、第 4 次改正・一部、第 5 次改正・旧 (2) 繰下）